

2022年度

鞍手町中小企業電気・ガス等  
価格高騰対策支援金交付要領



2022年11月

お問い合わせ先  
鞍手町役場 地域振興課 商工振興係  
TEL0949-42-2111(内線 342・343)

# ～ 目 次 ～

---

<b>1. 事業の目的・交付対象者</b>	
(1) 事業の目的 .....	1
(2) 交付対象者 .....	1
<b>2. 対象経費・支援金の額</b>	
(1) 対象経費 .....	3
(2) 支援金の率及び限度額 .....	3
<b>3. 交付申請手続き</b>	
(1) 申請書類 .....	4
(2) 提出の方法 .....	5
(3) 申請期間 .....	5
<b>4. 提出書類等の詳細内容</b> .....	6
<b>5. 支援金の交付回数</b> .....	9
<b>6. 交付・不交付の決定</b> .....	9
<b>7. その他</b>	
(1) 注意事項 .....	9

# 1. 事業の目的・交付対象者

---

## (1) 事業の目的

鞍手町中小企業電気・ガス等価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中で、電気・ガス・油脂燃料※（以下「電気・ガス等」という。）の価格高騰の影響を受けている町内中小企業その他法人等（以下「中小法人等」といいます。）及びフリーランス等（以下「個人事業者等」といいます。）を含む個人事業者に対して、事業継続を下支えするため、鞍手町中小企業電気・ガス等価格高騰対策支援金交付要綱（令和4年鞍手町告示第109号。以下「交付要綱」という。）に基づき、購入に要した経費の一部を交付するものです。

※油脂燃料は、ガソリン、重油、軽油、灯油を対象とします。

## (2) 交付対象者

交付対象者は、町内に本社、本店又は主たる事業所の所在地があり、令和4年9月以前から事業による収入を得て、申請後も当該事業を継続する意思がある者です。

◆ 次の各号に該当する者に支援金を給付することはできません。

- ① 町税等※に滞納がある者
- ② 支援金の対象となる経費について、国又は県からの他の支援金等の対象となる者  
例：福岡県医療機関等物価高騰対策支援金  
福岡県社会福祉施設等物価高騰対策支援金
- ③ 鞍手町施設園芸燃油価格高騰対策補助金の交付を既に受けている者
- ④ 個人事業者等で、直近の確定申告の総収入額から総合譲渡及び一時収入の額を除いた収入合計のうち、事業収入の占める割合が6割未満となる者
- ⑤ 主な収入が不動産である個人事業者等で、土地又は建物を相続、寄付、贈与等で取得し、不動産業を目的とした投資を行わず土地等の貸付収入を得ている者
- ⑥ 主な収入が不動産である個人事業者等で、不動産業以外の目的で所有する土地等を第三者が行う事業のために賃貸し、貸付収入を得ている者
- ⑦ 鞍手町から事業活動に対する補助を受けている者
- ⑧ 公共、公益活動を目的とし、収益事業を営んでいない者
- ⑨ 前項の規定に該当する者らで構成された組合若しくは組織又は団体
- ⑩ 創業した者で、事業収入がない又は極端に少ない場合で、今後も業況の改善が見込まれず、その他収入により生計を維持していると判断され

る者

- ⑪ 法人税法別表第一に規定する公共法人
- ⑫ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務委託営業を行う者
- ⑬ 政治団体、宗教上の組織若しくは団体
- ⑭ 鞍手町暴力団等追放推進条例に規定する暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者である者。ただし、暴力団員等であった者で暴力団員等でなくなった日から5年を経過した者については、この限りではない。
- ⑮ その他町長が支援金を交付することが適切でない判断する者

※ 鞍手町税条例に規定する町民税、固定資産税、軽自動車税及び町たばこ税、鞍手町国民健康保険税条例に規定する課税額、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び鞍手町後期高齢者医療に関する条例に規定する保険料、鞍手町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に規定する利用者負担額、鞍手町営住宅管理条例に規定する家賃、鞍手町改良住宅設置及び管理条例に規定する家賃、筑豊広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に規定する負担金、鞍手町下水道条例に規定する使用料、鞍手町水道事業給水条例に規定する水道料金並びに本町の各種使用料等の一切のものをいう。

## 2. 対象経費・支援金の額

### (1) 対象経費

交付対象者が令和3年4月から令和4年9月までに事業のために購入した電気・ガス等のうち、連続する任意の6か月の合計額とします。ただし、**合計額が18万円未満の場合**は支援金の対象となりません。

### (2) 支援金の率及び限度額

支援金の限度額は以下のとおりです。

支援金は、所得税法及び地方税法上の雑収入として課税の対象となります。

支援金の額	法人	個人
対象経費に20%を乗じた額 (千円未満の端数がある場合は切捨て)	最大50万円	最大15万円

#### 【交付例】

算定期間	算定期間に購入した経費(円)			
	電気	ガス	油脂燃料	合計
令和3年8月	20,050	12,100	26,800	58,950
9月	25,100	14,900	30,200	70,200
10月	30,001	10,820	34,020	74,841
11月	25,200	9,850	40,703	75,753
12月	26,220	13,550	30,455	70,225
令和4年1月	20,080	11,200	34,180	65,460
2月	28,700	13,221	22,200	64,121
~~~~~				
7月	19,004	8,098	32,400	59,502
8月	23,300	9,200	36,740	69,240
9月	20,206	10,005	30,500	60,711

購入経費が最も  
多くなる**連続する**  
6か月の合計額  
420,600円

$$420,600円 \times 20\% = 84,120円 \approx 84,000円(交付額)$$

### 3. 交付申請手続き

#### (1) 申請書類 詳しくは、6ページ～8ページを参照

交付要綱第6条に規定する以下の書類を提出してください。

☑	書 類	備 考
☐	交付申請書兼請求書	様式第1号
☐	直近の確定申告書の写し※1	【法人】 申告書別表1 【個人】 申告書第1表
☐	履歴事項全部証明書※2	中小法人等に限る
☐	身分証明書の写し※2	個人事業者等に限る
☐	預金通帳の写し(口座名義人、口座種別、口座番号、金融機関名、支店名等が分かるもの)	通帳の表紙と見開き1ページ目の写し
☐	誓約書	様式第2号
☐	交付申請書兼請求書に記載された電気・ガス等の経費が確認できる書類の写し	領収書または支払いが確認できる書類の写し
☐	町内で現に営業を行っていることがわかる書面等の写し(確定申告の納税地が町外である者)	開業届、パンフレット(住所及び事業者名の記載があるもの)等
☐	その他町長が必要と認める書類	上記以外で確認が必要となる書類

※1 收受日付印が押印されているもの

※2 令和2年度鞍手町中小企業環境改善支援金の交付を受け、現在も継続して事業を営んでいて、記載内容に変更の無い場合は提出の必要はありません。

#### \*\*確定申告書に收受日付印が押されたものがない場合\*\*

##### <確定申告書>

区 分	対 応
① 電子申請(e-Tax)をされた場合	申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール「受信通知」の写しを確定申告書と一緒に提出してください。ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載があるものは、「受信通知」の提出は必要ありません。
② 收受日付印、電子申請(e-Tax)の受付日時の印字又は受信通知のいずれも存在しない場合	提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」で、必ず事業所得金額の記載のあるものを管轄の税務署で請求し、確定申告書の写しと一緒に提出してください。

②…管轄の税務署及び納税証明書の請求に必要な書類等は、国税庁ホームページでご確認ください(納税証明書の請求に必要な書類等のコピー等については、事前に準備が必要です。税務署ではコピーなどのサービスは行っていません)。

##### <県民税・町民税・国民健康保険税申告書>

区分	対応
③ 確定申告の義務がない場合や、その他相当の事由により確定申告書の提出ができない場合	鞍手町役場税務住民課の税務担当窓口に県民税・町民税・国民健康保険申告書の控えを提出し、收受日付印が押印されたものを提出してください。

## (2) 提出の方法

申請書類を鞍手町役場地域振興課商工振興係まで、郵送(締切日当日消印有効)又は直接ご持参ください。

提出部数は1部です。電子メール、FAXによる提出はできません。郵送の場合、内容等について問い合わせをする場合があります。

### \*注意事項

- ・申請書類に虚偽の記載があった場合は、受付を取り消します。
- ・申請書類の作成に要した費用は、すべて申請者の負担とします。
- ・申請書類は返却いたしません。

## (3) 申請期間

令和4年12月1日(木)から令和5年2月28日(火)までです。

※申請期間を経過して受付することはできませんのでご注意ください。

### \* 町公式ホームページ

**URL:** [https://www.town.kurate.lg.jp/syouhi/chushokigyodenki\\_gas\\_kakakukototaisaku.html](https://www.town.kurate.lg.jp/syouhi/chushokigyodenki_gas_kakakukototaisaku.html)

### \* 町 LINE 公式アカウント

お友達登録がお済でない方は、以下の QR コードから登録をお願いします。

QR コードを読み取って、鞍手町の公式 LINE アカウントが表示されたら「追加」をタップしてください。



## 4. 提出書類等の詳細内容

### ① 申請書兼請求書 様式第1号

様式第1号 (第8条関係)

令和 年 月 日

鞍手町長 様

住所又は所在地  
申請者 名称 (社名・屋号)  
役職・氏名又は代表者  
(担当姓名・電話番号  
(Mail))

※自署の場合、押印は不要です。

鞍手町中小企業電気・ガス等価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書

鞍手町中小企業電気・ガス等価格高騰対策支援金 (以下「支援金」という。) の交付を受けたので、鞍手町中小企業電気・ガス等価格高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

※この申請書は、鞍手町において交付決定した後は、支援金の請求書として取り扱います。

1. 基本情報

①法人番号 ※法人のみ	②社名・ 屋号等	フリガナ
③所在地		

2. 口座情報

金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 組合	店名	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所
口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	[いづれかに記す] [右欄めでも記入ください]	
ゆうちょ銀行 の場合	記号8桁		
フリガナ	番号8桁		
口座名義人			

3. 支援金交付申請額 (対象経費×10%) 金 円。

※上限額 (個人向け/個人向け外) を超える場合は、7300,000円 または 7150,000円 をご記入ください。

※ 鞍 手 町 記 入 欄	
(交付・不交付) 決定日	交付決定額
令和 年 月 日	円

提出部数 1部

鞍手町役場地域振興課または鞍手町商工会に備えています。

また、鞍手町のホームページからダウンロードできます。

\*町公式ホームページ

URL : [https://www.town.kurate.lg.jp/syouhi/chushokigyo\\_denki\\_gas\\_kakakukototaisaku.html](https://www.town.kurate.lg.jp/syouhi/chushokigyo_denki_gas_kakakukototaisaku.html)



### ② 直近の確定申告書(別表1又は第1表)の写し

提出部数 1部

【法人の場合】

確定申告書 (別表一)

【個人の場合】

確定申告書 (第一表)

- \* 「**收受日付印が押印されているもの**」を提出してください。
- \* **收受日付印がない場合又は電子申請(e-Tax)の場合**は 4ページを参照してください。

### ③履歴事項全部証明書※(中小法人等に限る。)

提出部数 1部

履歴事項全部証明書		
東京都中央区日本橋一丁目1番2号 日本株式会社 会社法人番号0000-00-000000		
欄 号	日本株式会社	
本 居	東京都中央区日本橋一丁目1番2号	
公称をする分野	官報に掲載している	
会社設立の年月日	平成00年00月00日	
目 的	1.△△業 2.〇〇〇〇の販売 3.〇〇〇・〇〇〇輸入 4.商号等に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	〇〇〇株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 〇〇〇株	
株式を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株式を発行する 平成〇〇年〇〇月〇〇日第1 号の議定により平成〇〇 年〇〇月〇〇日発効	
実収金の額	金〇〇〇〇万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役	佐川 太郎 平成00年00月00日重任
	取締役	豊田 秀吉 平成00年00月00日重任
	取締役	渡辺 健夫 平成00年00月00日重任
整理番号	00000000 L/2	

最寄りの法務局(支局)にて交付を  
受けてください。

※有効期限は3か月以内とします。

※ 鞍手町中小企業環境改善支援金の交付を受け、現在も継続して事業を営んでいて、記載内容に変更の無い場合は提出の必要はありません。

### ④身分証明書の写し※(個人事業者等に限る。)

提出部数 1部



住所、氏名、顔写真がはっきりと判別できるものをいずれか 1部提出してください。

(運転免許書等の裏書ができるものは表と裏の写しが必要)

※ 鞍手町中小企業環境改善支援金の交付を受け、現在も継続して事業を営んでいて、記載内容に変更の無い場合は提出の必要はありません。

## ⑤通帳の写し(振込用)

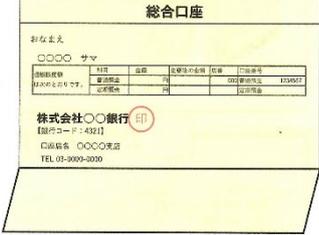
提出部数 1部

紙媒体の通帳又は電子通帳の写しを提出してください。

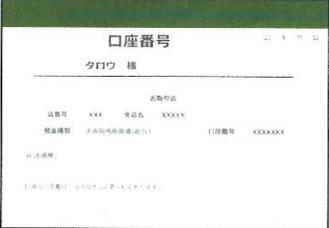
通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



- ・口座名義人
- ・口座番号
- ・銀行コード
- ・支店コード
- ・口座種別など

↑

全て確認できなければ  
振り込みはできません。

紙媒体の通帳はオモテと1. 2ページ目の  
両方の写しを必ず提出してください。

## ④誓約書 様式第2

提出部数 1部

様式第2号 (第6条関係)

誓約書

私は、鞍手町中小企業電気・ガス等供給高騰対策支援金(以下「支援金」という。)の交付申請にあたり、以下の事項について誓約します。

(下記諸項目のすべてに印をされた方が申請対象となります。)

町税等の滞納がないことについての調査に同意します。

鞍手町暴力団等追放推進条例(平成21年鞍手町条例第15号)第2条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者には該当しません。なお、該当の有無に關して、私の情報を貴町が関係機関に照会し、取得することに同意します。

高齢者業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和59年法律第122号)第2条第6項に規定する性格居間持特殊営業及び当該営業に係る接客業務委託営業には該当しません。

交付申請の内容及び提出書類等に虚偽の記載はありません。また、鞍手町中小企業電気・ガス等供給高騰対策支援金交付要綱の各規定を遵守します。

不正受給等が判明した場合には、貴町の指示に従い、遡及なく支援金を返還します。

国、県及び町が今後実施する中小企業等向けの支援事業等やその他の有益な情報について、町が先般提出する鞍手町中小企業電気・ガス等供給高騰対策支援金交付申請書兼請求書に添付したメールアドレスに随時提供することについて同意します。また、小規模事業者支援団体である鞍手町商工会からの情報提供についても同意とします。

令和 年 月 日

鞍手町長 様

住所又は所在地  
申請者 名称(会社名)  
役員・氏名又は代表者名

印

※捺印の場合、押印は不要です。

鞍手町役場地域振興課または鞍手町  
商工会に備えています。  
また、鞍手町のホームページからダウン  
ロードできます。

**\*町公式ホームページ**  
 URL::[https://www.town.kurate.lg.jp/syouhi/chushokigyo\\_denki\\_gas\\_kakakukototaisaku.html](https://www.town.kurate.lg.jp/syouhi/chushokigyo_denki_gas_kakakukototaisaku.html)



## 5. 支援金の交付回数

---

- ・支援金の交付は、同一の申請者又は事業所につき1回限りとします。

## 6. 交付・不交付の決定

---

- ・申請後、内容を審査し、鞍手町中小企業電気・ガス等価格高騰対策支援金交付・不交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知します。

## 7. その他

---

### (1) 注意事項

支援事業者は交付決定及び額の確定後、以下のことに注意してください。

- ① 対象経費に係る関係書類を整理し、支援金の交付を受けた日の属する会計年度終了後5年を経過するまでの間、保管してください。
- ② 支援金の交付は予算の範囲内で行われます。よって、交付申請額が必ずしも交付額の確定となるものではありません。
- ③ 虚偽、その他不正な手段により支援金の交付決定及び額の確定又は交付を受けたものと認めるときは、支援金の交付決定及び額の確定を取消し、又は既に交付した支援金の全部又は一部の決定の返還を求めることがあります。
- ④ 上記のほか、当該対象経費について交付要綱を遵守してください。